

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助申請みなし却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、請求人が〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に2021年（令和3年）12月28日付けの生活保護申請書12枚（以下「本件各申請書」という。）を提出して行った一時扶助の申請（以下「本件申請」という。）について、法24条7項に基づき請求人において処分庁が却下したものとみなし、当該みなし却下処分（以下「本件みなし却下処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

いくつかの医療機関について、通院交通費の支給が不当に扱われている。本件みなし却下処分は、違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-------------|--------------|
| 令和 6年 3月13日 | 諮問 |
| 令和 6年 6月21日 | 審議（第89回第2部会） |
| 令和 6年 7月12日 | 請求人から主張書面の提出 |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」としている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 保護の種類及び医療移送費

法11条1項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等を規定している。

このうち医療扶助について、法15条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる範囲内において行われるとし、6号に、「移送」を挙げている。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

(3) 医療に係る移送についての給付

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療要領」という。）第3・9・(1)は、その給付方針として、移送の給付については、個別にその内容を審査し、同・(2)に掲げる範囲の移送について給付を行うものとするとしている。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであることとしている。

同・(2)が定める給付の範囲としては、同・アに「医療機関に電車・

バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」、同・イに「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」を挙げる。

移送の給付決定における審査については、「給付要否意見書（移送）により（中略）福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること（中略）福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであること」(医療要領第3・9・(3)・イ)とし、事後申請の取扱いについては、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこと」としている（同・ウ）。

そして、費用の算定については、「領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」としている（同・(4)・イ）。

(4) 申請による保護の変更、みなし却下

ア 法24条9項が準用する同条1項は（以下、準用する旨の記述を省略する。）、保護の変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。また、同条2項は、同条1項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとしている。

イ 同条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、その書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

ウ 同条5項は、同条3項の通知は、申請のあった日から14日以内にしなければならないとしている。ただし、特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができるとしている。

エ 同条7項は、保護の申請をしてから30日以内に同条3項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができるとしている。

2 本件みなし却下処分についての検討

法24条7項の規定による保護申請却下処分は、行政処分が不存在の場合であってもその存在を擬制し得る可能性を考慮して決定通知の法定期間の実効性を担保し、申請者の権利を保全しようとして設けられたものであり、何らの決定、実施がなされなかった場合における不服申立ての提起のための基礎を与えたものであるところ（小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』社会福祉法人全国社会福祉協議会、昭和50年、403頁以下参照）、同項の規定による保護申請却下処分に係る審査請求においては、保護の実施機関が当該申請を却下したものとみなした結論の適否及び当否が判断の対象になると解するのが相当である。

これを本件についてみると、医療移送費は、移送に必要な最小限度の額とされ、移送の給付については、個別にその内容を審査し、福祉事務所において、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとされ、費用の算定は「領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」（医療要領第3・9・(4)・イ）とされている（1・(2)及び(3)）。

本件申請は、令和3年10月分の12か所の医療機関への通院交通費の申請であるが、本件各申請書には病院名の略称と通院経路のみが記載され、乗車券、定期券、領収書等の挙証資料は添付されていなかった。

処分庁は、各医療機関に請求人の通院日及び受診した診療科名を確認し、10月分説明書により、医療機関ごとに、支給対象となる日数を示し、定期代を支給済みのため支給する金額がない、及び、支給するには挙証資料が必要である旨を請求人に説明したが、本件審査請求提起の時点において、請求人から処分庁に挙証資料は提出されていない。

そして、別紙2の表に掲出した10月分説明書による説明内容（支給対象となる日数、定期代を支給済みであるため支給金額がないこと、挙証資料が提出されていないこと）に誤りがあるとは認められない。

そうすると、本件申請に係る通院交通費については、挙証資料の添付がないため額の決定をすることができないか（本件医療機関1、同2、同5、同6、同11及び同12）、定期代を支給済みであって通院交通費

として支給する金額がないか（本件医療機関2ないし8、同10及び同11）、そもそも通院していない（本件医療機関9）ため、いずれの医療機関についても支給することはできないものである。

したがって、本件申請については、上記1の法令等の定めを照らし、却下すべきものと認められ、本件みなし却下処分は、その結論において妥当なものと認められる。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、いくつかの医療機関について、通院交通費の支給が不当に扱われていることを不服として、本件みなし却下処分の取消しを求めている。

しかし、本件みなし却下処分がその結論において妥当なものと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件みなし却下処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙1及び別紙2（略）